（6）平成25年度地域自治活動交付金の実績報告書の提出について

交付金が集落の総意により活用されるよう促し、その活用実績を把握するため、平成24年度から実績報告書の提出をお願いしています。

お手数をおかけしますが、会計年度が終了した集落におかれましては、実績報告書を提出していただきますよう、お願いいたします。

今後も尚一層、本交付金の交付目的、交付対象事業などにつき、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 交付金の交付時期	8月、12月
2. 実績報告書の提出時期	集落の会計年度が終了した翌月末まで （12月末に会計年度が終了した場合は、1月末までにご提出いただきますよう、お願いいたします。）
3. 実績報告書の提出先	企画課　町づくり推進室
4. 実績報告書の様式	次ページ（記載例）のとおり ※交付金の額を記載した様式を、封筒に入れておりますので、ご利用ください。

【問い合わせ先】
企画課　町づくり推進室　担当：景山祐子
電話：６８－３１１３　FAX：６８－３８６６
Mail：machidukuri@houki-town.jp

様式1号

（記載例）

平成●●年●●月●●日

伯耆町長　　様

報告者　住所　伯耆町●●●▲▲番地▲
集落　●●●
氏名　●●●区区長　■■　■■　印

平成25年度伯耆町地域自治活動交付金事業実績報告書

平成25年度に支払のあった伯耆町地域自治活動交付金に係る事業について、集落の総意により下記のとおり実施したので報告します。

記

1．収入の部　（単位：円）

項　　目	収　入　額	備　　考
伯耆町地域自治活動交付金	126,000	
合　　計	126,000	

2．支出の部　（単位：円）

項　　目	支　出　額	備　　考
区長協議会負担金	1,260	1%
区長手当	50,000	
夏祭り	65,000	
美化活動	9,740	ごみ袋
合　　計	126,000	

伯耆町地域自治活動交付金交付要綱

（総則）

第１条　伯耆町地域自治活動交付金（以下「本交付金」という。）の交付については、伯耆町補助金等交付規則（平成１７年伯耆町規則第４４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付目的）

第２条　本交付金は、町と集落の相互連携を図り、集落の自治活動の振興を支援することを目的として交付する。

（交付対象団体）

第３条　本交付金の交付対象団体は、伯耆町区長協議会に所属する集落とする。

（交付対象事業）

第４条　本交付金の交付対象事業は、次に掲げるものとし、集落の総意により実施される事業とする。

（１）　町と集落相互の連絡調整及び意見交換に関する事業
（２）　町からの文書等の配布やとりまとめに関する事業
（３）　生活の安全及び環境美化の推進に関する事業
（４）　災害時等における相互応援に関する事業
（５）　集落・地域の振興のための研修に関する事業
（６）　地域活性化に関する調査・研究・協議に関する事業
（７）　社会福祉事業の推進に関する事業
（８）　その他、集落の自治活動の振興に必要と認められる事業

（交付対象経費及び交付額）

第５条　本交付金の交付対象経費は、前条に定める交付対象事業の経費とし、交付額は、毎年５月１日現在で、集落の自治会に加入し、かつ伯耆町住民基本台帳に住民として登録の有る世帯数に、予算で定めた額を乗じた額とする。

２　伯耆町住民基本台帳に住民としての登録の無い世帯が集落内に居住し、かつ自治会に加入され自治会活動を行っている場合は、当該世帯について集落からの住所、世帯主名、世帯員数の報告により、当該世帯数に予算で定めた額の２分の１を乗じた額を前項の交付額に加える。

（交付金の交付時期）

第６条　本交付金は、交付額の２分の１を、毎年８月と１２月に支払うこととする。

（実績報告書の提出）

第７条　本交付金の交付を受けた集落は、本交付金の支払いに係る当該集落の会計年度が終了した月の翌月末までに、交付対象事業の成果を記載した伯耆町地域自治活動交

付金事業実績報告書（様式１号）を、町長に提出しなければならない。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２２年８月２７日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則
この要綱は、平成２４年１月１日から施行する。